



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

通牒

◎省營自動車路線道路費負擔協定促進ニ關スル件

(發 第一二五二號)
 (昭和十八年七月廿四日)

關係各府縣知事宛

標記ノ件ニ付テハ豫テ特別ノ御留意相成居候處今般別紙寫ノ通り
 鐵道省監理局長ヨリ各鐵道局長ニ對シ通牒ヲ發シ積極的ニ協力ス
 ルコトニ相成候ニ付テハ道路管理者側ニ於テモ一層急速措置方今
 後特ニ御配慮相成リ時局ノ要請ニ基ク陸上輸送力ノ増強ニ御協力

法 令

相成度

◎國營自動車路線道路協定促進ニ關スル件

(監自二發第八三號)
 (昭和十八年六月廿九日)

鐵道省監理局長

各鐵道局長殿

首題ノ件ニ關シテハ豫テ御配慮煩シ居ル處ナルモ最近豫定路線並
 ニ原産地輸送路線ノ開設數著シク増加シ、孰レモ戦力増強上緊急
 實施ノ要有之ニツキ開設路線決定ノ上ハ關係府縣廳ト協議シ急速

七七

ニ道路協定締結スル様致度、本件ニ關シテハ内務省ニ於テモ當省ノ意ヲ了トシ特ニ道路改修前ニ於ケル運輸營業開始ニモ全面的ナル協力ヲ示シ居ル狀態トテ其邊御諒解ノ上、可及的手續ヲ簡略化シ既ニ開業シタルモノハ元ヨリ今後開設スベキ箇所ニ付キテモ同様促進万嚴ニ御手配相煩度

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

京成電車 車輜外輪取付方式設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は客年十二月二十二日監軌第八五五號一を以て照會に係る回答「モハ」四五型の車輛の直徑は八六四耗にして、本申請のものと甚だしく異なるを以て再調査んとするの件右は七月十四日附監第一二六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道廳

根室拓殖軌道 工事着手及竣工期限延期認可

根室拓殖軌道株式會社申請に係る標記の件は客年八月監第二二五九號を以て期限延期許可相成も時局下資材の入手難並に努力不足の爲夫々一ケ年間再期限延期せんとするの件右は七月十六日附監第一一七六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神電氣 電氣工事方法變更認可

阪神電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は客年十月十二日監第三八號を以て照會に係る標記の件は警報機を發し遮斷機並列車接近豫報機を併置する事に變更するの件右は七月十四日附監第一二六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 分岐點保安設備變更認可

大阪市申請に係る標記の件は昭和十三年十一月三十日監第八五〇六號を以て認可並に許可を得たる都島本通に於ける標記電氣信號裝置を一部變更せんとするの件右は七月十四日附監第一二六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道 自動閉塞信號機撤去認可

南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は平野線飛田阿部野停留場間に於ける新設軌道を併用軌道の變更に伴ひ標記信號機三基を撤去し無信號區間標識を一四米飛田停留場寄に移設せんとするの件右は七月三十日附監第一三七九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 軌道敷を道路敷に變更認可

大阪市申請に係る標記の件は南海鐵道株式會社營業線中平野支

線に於ける一部新設軌道は本年度都市計畫事業路線中市道阿倍野
木津川線道路工事施行に伴ひ併用軌道に變更し之が敷地を道路に
編入せんとするの件右は七月三十日附監第一三八〇號を以て内務
鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪堺電鐵 車輛設計變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る標記の件は昭和十七年六月二十九
日午發一〇三號申請に係る標記の件不備事項追申尙電動客車番號
を一部變更せんとするの件右は七月十三日附監第一二六六號を以
て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣 軌道工事方法變更認可

阪神電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は神戸線中今津出屋
敷兩停留場に於ける本線關係の分岐線及渉線轉轍器に接近鎖碇施
工の爲電氣鎖錠器附轉轍艇子を設置し併せて兩停留場附近の内塞
信號機を一部常置信號に變更せんとするの件右は七月十四日附監
第一二六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

茨城縣

水濱電車 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算

變更認可

水濱電車株式會社申請に係る標記の件は昭和十五年八月十五日

附監第一九六五號を以て認可相受軌道抵當權設定の件中借入金
の辨濟期限を變更抵當證書記載事項並に之に伴元利支拂豫算書を變
更せんとするの件右は七月二十一日附監第一三二六號を以て内務
鐵道兩大臣より認可ありたり。

群馬縣

東武鐵道 前橋澁川間軌道工事方法變更認可

東武鐵道株式會社申請に係る標記の件は道路鋪裝工事施行に伴
ひ起點自七軒六二六米七〇至八軒三二六米七〇間を左記に依り變
更自八軒七七六米七〇至九軒一一六米七〇間を左記に依り變
更鋪裝幅員一〇四〇米一、工事費二五、〇〇〇圓也(金融機關
より借入金) 二、鋼材は手持品使用 三、碎石を路面に平に敷均
し三回に互り乳劑撒布を行ひ充分軋壓し内務省鋪裝道路面に關染
良く厚五糎に仕上げ變更せんとするの件右は七月十四日附監第一
二六五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

神岡水電 路線及工事方法書一部變更認可

神岡水電株式會社申請に係る標記の件は鹿間東町線中吉城郡船
津町地内に日本發送電會社東町發電所新設の爲地形變更せられ之
に關聯して軌道中心線並に橋梁の位置を變更せんとするの件右は
七月十七日附監第一二二六號を以て内務鐵道兩大臣より認可あり
たり。

福岡縣

西日本鐵道 九州自動車 會社合併認可

兩社申請に係る標記の件は時局下交通統制の國策に順應し當局の指導に依り西日本鐵道拾對九州自動車八の割合を以て兩社を合併し經營の合理化を計らんとするの件右は七月一日附監第一二一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

鹿兒島縣

鹿兒島市營 電氣工事方法變更認可

鹿兒島市申請に係る標記の件は武之橋變電所に於ては電壓の變動に因り廻轉變更流機及水銀整流器の運轉上支障尠からざるに付此れを調整して圓滑安全なる運轉を行はんが爲誘導電壓調整器を設置せんとするの件は七月二日附監第一二二二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

質 疑 應 答

◎道路工事執行令第六條に關する件

一、某工事請負人工事中に於て某事件の容疑により取調中の處犯罪あるものとして起訴されたり。

1. 起訴以前より請負工事中のものは其の儘とし代人を以て工事を執行せしめ差支なきや。

2. 或は契約を解除し没收すべきものなりや。

二、第六條第五項は起訴以前よりの既契約請負工事に付きては適

用せざるものと解して宜しきや。

答

一、請負人犯罪の嫌疑を受け起訴されたる場合請負人自ら代理人を定め工事を繼續々行する場合契約を解除するは適當ならず

二、前項の場合請負人代理人を選定せず代理人に依り工事を續行するも契約期間内に工事竣切の見込なきものと管理者に於て認定したる場合は契約を解除することを得。

右の場合契約保證金は之を没收す(道路工事執行令第二十一條、第二十三條第二項)。

三、請負人責付又は保釋と決定したる場合は道路工事執行令第六條の規定に依り請負人たる資格なきに至りたるを以て道路工事執行令第二十一條第四號に依り管理者は契約を解除することを得。

